

# 仕様書

## 1 業務名

令和8年度 ひろしまクールシェア運営業務

## 2 業務期間

契約締結日から令和8年11月13日（金）まで

## 3 業務の目的

近年、猛暑日等の増加により熱中症リスクが高まっており、気候変動適応法の改正（令和6年4月1日施行）に伴う、熱中症特別警戒情報の運用開始や、市町による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定など、行政による暑さ対策が制度的に強化されている。

こうした状況を踏まえ、県民一人ひとりが気象状況や自身の体調等に応じて適切な暑さ回避行動を選択できるよう、身近に利用可能な避暑施設等に関する情報を分かりやすく提供するとともに、気候変動への適応及び熱中症予防に関する理解促進を図ることが重要となっている。

このため本業務では、県内の公共施設及び民間施設のうち、県民が気軽に涼を取ることができる場所を「クールシェアスポット」として活用するとともに、市町が指定する「クーリングシェルター」とあわせて情報を整理・可視化し、県民が必要なときに適切な暑さ回避行動を選択できる環境を整備することを目的とする。

また、周知用サイトや広報物等を通じ、気候変動の影響や熱中症予防に関する基礎的な知識、日常生活における具体的な行動例等を分かりやすく発信することで、県民一人ひとりの気候変動への適応に対する理解を深め、日常的な行動変容につなげることを目指す。

なお、本事業は、過度に積極的な外出や集客を促進することを目的とするものではなく、県民が置かれている状況に応じて、外出を控えることを含めた適切な行動判断を行うための情報提供及び行動支援を行うものである。

## 4 業務概要

### (1) クールシェアスポット等の募集・情報発信

- ・県民が気軽に涼しく過ごすことができる県内の公共・民間施設を募集し、クールシェアスポットとしてデジタルマップ上で可視化する。
- ・市町が指定するクーリングシェルターについても、各市町がHPに掲載する最新情報を取りまとめ、位置情報等をクールシェアスポットとは区別した形で掲載する。その際、両者の目的、位置づけ、利用条件の違いが混同されないよう、分かりやすく周知する。
- ・周知用サイトや広報物等を通じて、気候変動の影響や熱中症予防に関する基礎的な知識、日常生活における具体的な行動例等を分かりやすく発信する。訴求内容は、県公式サイト及び関連情報を参照すること。最終的な内容は提案内容を踏まえ、県と協議のうえ、決定する。

【県HP】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/45/kikouhenndoutekiouhou.html>



## イ 参加施設

- ・クールシェアスポット掲載用の施設情報の提供
- ・店内の冷涼感化、啓発資材の掲示
- ・休憩スペースの提供や飲料・アイスの割引など、暑さ対策に資する取組への協力（任意）

## ウ 県民（利用主体）

- ・外出時等に、無理のない範囲でクールシェアスポットを利用
- ・周知用サイト等を通じて、気候変動への適応策や熱中症予防に関する理解を深め、日常生活における行動実践につなげる

## 5 委託業務の内容

受託者は、本事業の目的を十分理解したうえで、事業実施に必要な体制を構築し、次に掲げる業務を一体的に実施するものとする。なお、業務の実施にあたっては、県と十分に協議し、県の指示・承認を得ながら進めること。

### (1) 企画業務

次の項目を含む全体企画書を作成すること。なお、具体的な内容は、提案内容に基づき別途県と協議のうえ決定する。

#### ア 事業全体の基本方針及び目指す姿

事業背景、基本方針、成果イメージ等を明示すること。

#### イ ターゲティング及び訴求方針の設計

- ・広報対象となる県民について、年齢層、生活行動、利用シーン等を踏まえたセグメントを設定し、それぞれに適した訴求方針を提案すること。
- ・クールシェアスポットとして募集する参加施設については、不特定多数が利用可能で滞在が見込める施設を基本とし、大型複合商業施設を優先的に含めること。

#### ウ 事業効果の目論見

- ・前年度実績を上回ることを目標に、達成指標、設定根拠、測定手法を示した目論見を建てること。

### 【R7 年度結果（参考）】

- ・クールシェア特設サイトの総アクセス数（実施期間中）：85,876 件
- ・クールシェア参加施設数：1,654 施設（公共施設 193 施設、商業施設 1,461 施設）

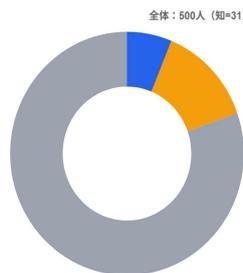
#### 【令和7年度 クールシェア参加施設一覧表】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/634172.pdf>

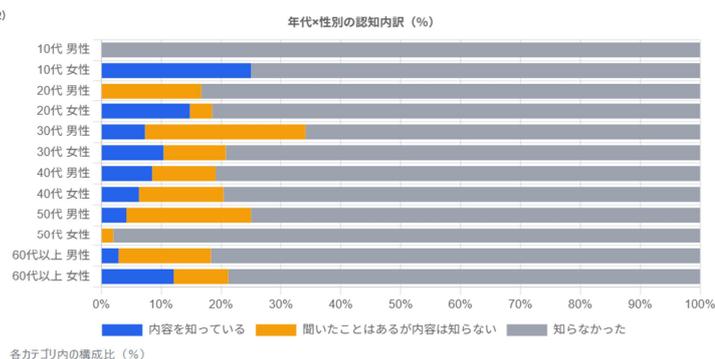
- ・クールシェアの認知度（R6 年度 一般県民モニターアンケート）：19.6%

#### Q.4「クールシェア」の取組をご存じですか（SA）

全体（男女計）の認知内訳



年代×性別の認知内訳（積み上げ）



エ 実施体制（問い合わせ対応含む）

組織体制、役割分担、県との連絡・協議体制を明示すること。

オ 業務全体の年間スケジュール（県との打ち合わせ時期を含む）

カ 仕様書で定める業務内容の対応方針

キ 提案を求める事項

- ・施設情報の募集・登録（最大 3,000 件）を効率的かつ確実にを行う手法。

- ・参加施設の参加意欲を高める工夫

  - （例：参加施設の PR 機会創出、利用促進につながる情報設計 等）

- ・県民の利便性・利用意欲を高める工夫（※金銭的インセンティブによるものは不可）

  - （例：給水・休憩スペースの可視化、バリアフリー情報、施設独自の避暑取組、熱中症アラートや暑さ指数との連携、LINE&メール配信サービスへの登録（環境省）など）

- ・クールシェアスポットとクーリングシェルターの違いを一目で区別できるデジタルマップ表示（凡例、絞り込み等）の工夫

- ・熱中症特別警戒アラート発令時におけるクーリングシェルターの周知・誘導方針

  - （デジタルマップ及びランディングページにおけるアラート発令時の運用方針）

- ・ポスター等の広報資材を、県・市町・参加施設で汎用的に活用できる設計

- ・ターゲット別の広報戦略（セグメント分析、訴求内容、媒体選定、導線設計を含む）

## (2) デジタルマップの構築・運用・保守業務

ア 県民が暑さ回避行動をとる際に直感的に利用できるデジタルマップを構築し、事業期間中の運用及び保守を行うこと。

イ クールシェアスポット及びクーリングシェルターの施設情報を一体的に表示できる WEB ベースのデジタルマップを構築すること。

ウ 熱中症特別警戒アラート発令時は、クールシェアスポットを非表示化可能な仕様とすること（非表示対応が困難な場合は、当該ページを一時的に非公開とすることを可とする。）。

エ PC・スマートフォン等の各種端末からの閲覧に対応し、特別なアプリケーションのインストールを要しない仕様とすること。

オ 現在地表示及び経路検索機能を有し、利用者が近隣施設を容易に把握できること。

カ 施設種別等による検索・絞り込み機能を備えること。

キ クールシェアスポットとクーリングシェルターの違いが一目で判別できるよう、アイコン、色分け、凡例表示等により明確に区分すること。

ク 施設情報の追加登録・更新に随時対応できること。

ケ 事業期間中、必要な保守及び基本的なセキュリティ対策を行うこと。

(参考) R7 デジタルマップ (プラチナマップ) (※プラチナマップを要件とするものではありません。)



### (3) ランディングページ (周知用サイト) の構築・運用・保守業務

ア 本事業の趣旨及び利用方法等を記載したランディングページを構築し、事業期間中の運用及び保守を行うこと。

イ 熱中症特別警戒アラート発令期間中は、クーリングシェルターの周知・誘導が強化されるよう、関連仕様を一部改定すること。

(※県公式サイト又は県が指定するドメイン等、実装方法は県と協議のうえ決定する。)

ウ PC・スマートフォン等からの閲覧に対応し、レスポンシブデザイン及びアクセシビリティに配慮した仕様とすること。

エ デジタルマップとデザインを統一し、円滑な連携を図ること。

オ ランディングページには、以下の情報の掲載を想定する。なお、最終的な構成・表現は提案内容を踏まえ、県と協議のうえ、決定する。

(ア) 事業の概要 (気候変動の影響と個人の適応策、クールシェア及びクーリングシェルターの位置づけ 等)

(イ) 利用方法 (デジタルマップの使い方 等)

(ウ) 熱中症予防に資する行動例 (過度に積極的な外出を呼びかけない旨を含む)

(エ) クーリングシェルターの注意事項 (指定条件、開放時間、利用上の注意等)

(オ) お知らせ、よくある質問

(カ) その他、本事業の目的達成のために必要な情報

カ アクセス解析等により流入経路、閲覧数等を把握し、随時検証・改善を行うこと。

キ 事業期間中、情報の更新・修正に柔軟に対応できること。

ク 安定的にサイト運用ができるよう、必要な保守・セキュリティ対策を講じること。

#### (4) 参加施設募集業務

##### 【クールシェアスポット】

ア 対象施設は、不特定多数の来客が見込まれ、一定時間の滞在が可能であるなど、県民が涼しく快適に過ごせる店舗・施設とする。具体的には、公共施設（体育館、図書館、公民館、美術館、福祉施設、自然公園等）の他、一般飲食店、小売業、百貨店、ショッピングセンター、複合商業施設、映画館、公衆浴場、ボウリング場、カラオケボックスなど。

イ 県内商業施設の募集リストを作成し、県に事前に提供すること。

なお県・市町の公共施設については、県が参加可否を照会するため不要。

ウ 事業趣旨・事業内容・参加メリットなどが伝わるチラシ又は募集要項等を作成し、これを用いて広く募集すること。実施完了は、5月末までを目安とすること。

エ R7 参加実績にない未登録施設への募集案内送付件数は、200 施設程度を目安とする。

オ R7 年度の募集先情報については、別途受託者へ提供する。

(※ただし、一部、閉業や移転などにより変更の場合があるため、更新すること。)

##### 【クーリングシェルター】

各市町が HP に掲載するクーリングシェルターの最新情報（所在地、開放時間、運用期間、利用条件等）を取りまとめ、その情報をデジタルマップへ登録・更新すること。（R7 実績：866 施設）

#### (5) 広報業務

ア 事業周知のため、ポスター、チラシ等の広報資材を作成すること。

イ クールシェア参加施設に掲示可能な、クールシェアスポットであることがわかるステッカー、ポスター等を作成し、配付すること。配付方法は、参加施設の掲載可否の状況等に応じて、柔軟に対応すること。

イ 県公式サイト・県公式 SNS、市町広報、参加施設での掲示等も活用し、ターゲットに応じた媒体選定を行うこと。WEB 広告等の有償媒体を実施する場合は、内容・時期・費用配分・シミュレーション値を提案し、県と協議のうえ決定する。

ウ 本事業の認知向上を図るため、キャンペーン名及びロゴマークを作成すること。

エ 広報の実施状況（クリック率、クリック単価、コンバージョン率、コンバージョン単価等）や実施結果について、県へ適宜報告し、必要に応じて改善提案を行うこと。

オ 事業実施期間前に、県においてプレスリリース等を実施するため、これに必要なプレゼン資料（事業概要や宣伝事項などをまとめたもの）を作成すること。

カ アクセス解析等を用いて、周知用ページ及びデジタルマップへの流入経路・流入数等を把握し、必要に応じて改善に向けた対応を行うこと。

#### (6) 問い合わせ対応

参加施設募集・登録業務に係わる対応のほか、デジタルマップ及び周知用ページの閲覧・操作方法等、本事業に関する一般的な問い合わせ対応を行うものとする。

## (7) 集計・分析課題整理業務

受託者は、本事業の実施状況及び効果を把握し、次年度以降の改善につなげるため、各種データの収集・集計・分析及び課題整理を行うものとする

- ・県民へのモニターアンケートにより、クールシェア事業の認知度、満足度、改善要望等を把握すること。
- ・クールシェア参加施設へのアンケートにより、施設利用状況、満足度、改善要望等を把握すること。
- ・ランディングページのアクセス状況（閲覧数、流入経路、利用傾向等）や広報業務の成果を分析すること。
- ・上記の結果を踏まえ、課題整理を行い、次年度事業に向けた改善策や他手法の提案等を行うこと。

## 6 成果物の提出

当該委託業務が完了した際は、本仕様書の記載内容や事業効果の結果等を記載した実施報告書を作成し、県に提出すること。様式は任意のものとするが、紙媒体で1部提出するとともに、データ媒体でも提出すること。

## 7 留意事項

- (1) 受託者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。
- (2) 業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。
- (3) 契約の締結、業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者負担とする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (5) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報や、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 作成する資料において法令、外部資料及びデータの出典等は、全て明確にしておくこと。
- (7) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。以下、同様。）をはじめ、本業務の成果品における一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、県に帰属する。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受託者は、県が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。
- (8) 本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。

- (9) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は全て返却することとし、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (10) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本業務の一部を受託者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。
- (11) 上記(1)から(10)までの事項に違反したとき、または業務を完了する見込みのないときは、県は契約を解除し、受託者に損害を補償させる場合がある。
- (12) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。
- (13) 本業務は、令和8年度当初予算が広島県議会で可決された場合に実施する。

## 8 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。